

令和 7 年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議（追加公募）要領

◇ 標記国庫補助協議については、別紙様式(協議書)の提出による。

◇ なお、協議書の作成及び提出については、以下1～5を十分に踏まえて行うこと。

1. 提出書類：

別紙様式「令和 7 年度老人保健健康増進等事業の国庫補助協議（応募）について」

2. 提出期限：

令和 7 年 7 月 24 日（木）【メール必着】

3. 書類の作成方法等

別添 3「協議書類の提出にあたっての主な留意事項について（令和 7 年度）」に則り、提出書類の作成・提出をすること。

なお、事業内容については、老人保健健康増進等事業実施要綱（別添 1）の（別紙）公募テーマに記載のある各テーマの担当部署へ問い合わせること。

4. 採択方針等

- (1) 実施要綱の別紙に定める公募テーマ及び事業概要に該当している事業であって、その事業の効果が今後の施策等に反映できるものを対象とする。
※ 特記条件を付しているテーマについては、その条件を満たす事業内容等であるか留意すること（老人保健健康増進等事業実施要綱（別紙 1）の（別紙）公募テーマの「特記事項」欄参照のこと。）。
- (2) 原則として単年度で終了する事業を対象とする（継続事業として採択した場合であっても、事後評価の結果によっては 2 年目の事業を採択しない場合がある。）。
- (3) 他制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止（一般財源化）された事業並びに地方公共団体の補助事業により実施していたものは採択しない。
- (4) 事業の主たる目的である事務・事業を 50%以上外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業は原則採択しない。
- (5) 事業の大部分が設備または備品購入費等であるものは採択しない。
- (6) 営利を目的とした事業は採択しない。
- (7) 補助対象額が 50 万円に満たない事業は採択しない。
- (8) 対象経費のうち、給料及び謝金について基準額（別添 3「別紙 4 2. 国庫補助協

議（応募）額内訳書」記入上の留意事項）の（４）「積算内訳」にあるとおり）を使用しない場合は、内規もしくは根拠資料等が提出されていること。

- （９）採択にあたっては、老人保健増進等事業評価委員会専門審査会及び老人保健増進等事業評価委員会における審議を要し、協議書の締め切り日から内示（事業開始）まで約２か月程度かかるため、その点を踏まえた事業計画とすること。
- （１０）当該補助金は予算の範囲内において交付するため、必ずしも協議額の満額が交付される訳ではないことに留意すること。

5. その他・採択事業者の責務

- （１）老人保健健康増進等事業テーマ及び事業概要との整合を図るため、事業の実施にあたっては、予め厚生労働省担当課・室・厚生局職員と事前協議を行い、その了承を得るとともに、実施期間中においても定期的に連絡調整を行い、厚生労働省担当課・室・厚生労働省局職員が必要と判断する場合は、実施内容について協議を行うこと。
- （２）実施期間中の協議の方法については、採択事業者が設置する検討委員会等において、厚生労働省担当課・室・厚生労働省局職員が参加し、技術的助言及び意見を述べることなどを可能とする方法とすること。
- （３）採択事業の研究成果について、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に、厚生労働省の各公募テーマ担当部署へ相談すること。

6. 問い合わせ先

厚生労働省老健局総務課企画調整係

（電話番号）03-5253-1111（内線 3918）

（メール）roukenjigyo@mhlw.go.jp

※ 申請手続きについて不明点等ある場合は、申請予定のテーマ番号及びテーマ名を明らかにしてお問い合わせください。

※ なお、事業内容については、各テーマの担当部署にお問い合わせください。